

鹿児島工業高等専門学校名誉教授称号授与規則施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校名誉教授称号授与規則（以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定める。

(選考基準)

第2条 規則第4条の運用にあたっては、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 教育上の功績が特に顕著であった者とは、本校に教授として15年以上勤務した者（規則第3条の規定を適用後の通算勤務年数が15年以上となる者を含む。）であって、当該勤務年数と副校長等の在職年数を次の算式により換算した年数の合計が20年以上の者をいう。

ア 副校長又は校長補佐×1

イ 校長特別補佐、学科長又は一般教育科長×0.5

(2) 学術上の功績が特に顕著であった者とは、次に掲げる者をいう。

ア 文化勲章令（昭和12年勅令第9号）、文化功労者年金法（昭和26年法律第125号）及び日本学士院法（昭和31年法律第27号）の規定による受賞者

イ 国際的な学術賞の受賞者

ウ 日本学士院法により日本学士院会員に選定された者

(辞令書)

第3条 規則第6条に規定する辞令書は、別記様式のとおりとする。

2 辞令書を交付するときは、授与台帳に記載しなければならない。

附 則

1 この細則は、昭和58年10月26日から施行する。

2 鹿児島工業高等専門学校名誉教授称号授与選考基準（昭和51年7月28日制定）は廃止する。

附 則

1 この細則は、平成9年4月1日から施行する。

2 平成9年4月1日以前に、図書館主任及び電子計算機室主任の職にあった者は、それぞれ図書館長及び情報教育システムセンター長に読み替えるものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 12 年 4 月 1 日以前に、創造教育研究センター長の職にあった者は、地域共同テクノセンター長に読み替えるものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成 14 年 4 月 26 日から施行する。
- 2 平成 14 年 4 月 26 日以前に、学科主任の職にあった者は、学科長に読み替えるものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成 14 年 5 月 17 日から施行する。
- 2 平成 14 年 5 月 17 日以前に、一般科目主任の職にあった者は、一般教育科文系・理系科長に読み替えるものとする。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成 28 年 4 月 6 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日以前に、一般教育科文系・理系科長の職にあった者は、一般教育科長に読み替えるものとする。

附 則

- 1 この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後のこの細則の規定にかかわらず、第 2 条第 1 号の適用にあつては、その年数に、令和 3 年 3 月 31 日までの主事等の在職年数について、次に掲げる算式により換算した年数を加えることができる。
 - (1) 教務主事、学生主事、寮務主事、専攻科長、地域共同テクノセンター長、校長特別補佐及び副校長（各主事及び専攻科長を除く。）の在職年数×1
 - (2) 学科長、一般教育科長、グローバル・アクティブラーニングセンター長、学生何でも相談室長、特命統括員、広報委員会委員長及びFD委員会委員長の在職年数×0.5
- 3 令和 3 年 3 月 31 日以前に、図書館長及び情報教育システムセンター長の職にあった者は、グローバル・アクティブラーニングセンター長に読み替えるものとする。

別紙様式（第3条関係）

第 号

氏 名

鹿 児 島 工 業 高 等 専 門 学 校
名 誉 教 授 の 称 号 を 授 与 し ま す

年 月 日

鹿 児 島 工 業 高 等 専 門 学 校